

記者発表資料

令和6年2月19日(月)

日高市

総務部 危機管理課 交通安全・防犯担当

TEL042-989-2111 内線 3345

課長 清野 良仁

担当者職・氏名 主幹・石井 弘和

防犯啓発事業を拡充します

自転車盗や侵入窃盗の刑法犯認知件数の増加や子どもへの声掛け事案の発生、特殊詐欺の被害額が増加している現状を鑑み、これらの犯罪に対して抑止効果が期待できる2つの補助制度を令和6年4月から創設します。

＜「自治会等に対して防犯カメラ設置」に対する補助制度＞

補助額 20万円を上限

対象経費 自治会等が設置する防犯カメラの購入、取り付けに係る経費
※道路、公園等の不特定多数の者が利用する場所を撮影する目的に限る。

対象経費	対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> ▶防犯カメラの購入・設置に係る費用 ▶防犯カメラ設置表示看板の購入費 ▶記録媒体（SDカード等）の購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存カメラの入れ替えに係る費用 ・防犯カメラの維持、管理、修繕費 ・モニター設置費（画像取り出し用PC等） ・電柱等への共架料

＜「特殊詐欺対策機器の購入」に対する補助制度＞

補助額 対象機器の購入費等の2分の1 1万円を上限

対象者 65歳以上の人または65歳以上の人と同一世帯の人

対象経費 (1) 防犯機能付き電話機の購入費
(2) 特殊詐欺対策装置（下図①または②）の設置費

① 電話着信時に録音することを自動で相手に伝え、通話録音する機能のある装置

ご家庭の固定電話に取付け、電話着信時に通話内容を録音する旨を自動で相手に伝え、通話録音する機能のある装置

※ワンタッチ機能など、手動によるものは対象外となります



② 管理サーバーに登録された電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能のある装置

ご家庭の固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能のある装置

※自分で迷惑電話番号を登録する機能のみのものは対象外となります

※発信番号表示サービスへの加入が必要です
※加入料、維持管理料は利用者負担となります

